

原議保存期間	30年(令和38年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	30年(令和38年12月31日まで保存)

務 甲 達 第 5 9 号
令 和 8 年 3 月 9 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

二人副署長制度の内容及び担当事務について（通達）

- 対号1 令和6年3月4日付け務甲達第38号「二人副署長制度の内容及び担当事務について（通達）」
- 対号2 令和7年2月28日付け務乙達第25号「二人副署長制度の運用について（通達）」

二人副署長制度（以下「制度」という。）については、対号により運用がなされているものであるが、この度、制度の内容及び担当事務について、令和8年3月27日から下記のとおり行うこととしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の運用に伴い、対号は廃止する。

記

1 制度の内容

警察署に副署長を2名置き、警察署における適正な業務運営の確保及び警察署長の実質的な指揮監督機能の強化を図るもの

2 副署長の職名

副署長2名のうち1名を「副署長」、もう1名を「副署長（事務担当）」とし、副署長（事務担当）については、警察行政職員をもって充てる。

3 各副署長の担当事務

(1) 副署長

- ア 警察署警務課の事務のうち3(2)アに列挙する事項を除く事務
- イ 警察署会計課を除く課の事務

(2) 副署長（事務担当）

ア 警察署警務課の事務のうち、勤務管理、公務災害・協力援助、定期招集、
庁舎管理、情報公開・個人情報の保護、文書管理、情報管理、健康管理及び
警察装備（拳銃等に関するものを除く。）に関する事務

イ 警察署会計課の事務

4 協議

各副署長の担当事務について協議が必要と認める事項については、警察署長と協議して処理するものとする。

そのほか、副署長相互で競合する事務及び特に重要と認められる事項についても、その都度、協議して処理するものとする。